

国・県・市が連携して特定外来種の駆除を実施しました。

国土交通省北陸地方整備局
松本砂防事務所

～ (生物の多様性がある自然豊かな中山間地の創出に向けて) ～

平成29年5月31日

松本砂防事務所では、信濃川水系高瀬川の支川籠川で、日向山床固工群の砂防事業を進めています。本事業は高瀬川流域への土砂流出防止及び河床の安定を図るとともに、砂防施設には魚道を設置し、魚の上りやすい川づくりの実施や側面は玉石張り施工をし、景観にも配慮を行い進めています。

現在、日向山第1号上流床固工を施工していますが、4月下旬に現場周辺に環境省で指定されている『特定外来種のおオキンケイギク』を多数発見しました。特定外来種を発見した場合は、出来るだけ駆除を行うことが望ましいとなっています。

おオキンケイギクの駆除の時期は、開花前の5月下旬～6月上旬が最も適していることから、5月31日に大町市、長野県大町建設事務所と松本砂防事務所が連携し、『特定外来種のおオキンケイギク』の駆除活動を現場周辺にて実施しました。

駆除活動には30名が参加し、約300kg(トラック1台分)の『おオキンケイギク』を駆除しました。

今後も、高瀬川流域の安全・安心を守るべく、日向山床固工群事業を推進するとともに、生物の多様性がある自然豊かな中山間地の創出に向けて、特定外来種の駆除活動も続けていきたいと考えています。



日向山下流床固工群



満開時のおオキンケイギク

【高瀬川出張所】



特定外来種おオキンケイギクの駆除作業

日向山第1号上流床固工(施工中)



日向山第2号床固工(平成25年完成)

【参考】特定外来種について

国土交通省北陸地方整備局
松本砂防事務所

【参考】特定外来種とは？

もともと地域になかったのに、人間活動によって、他の地域からもちこまれた植物のうち、地域の自然環境に大きな影響を与えたり、農作物に被害を与えたりする植物のことをいいます。法律(※)により「特定外来種(植物)」として指定され、栽培、保管、運搬、譲渡、植える、まくことなどが禁止されています。※特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年6月2日法律第78号)

特定外来種

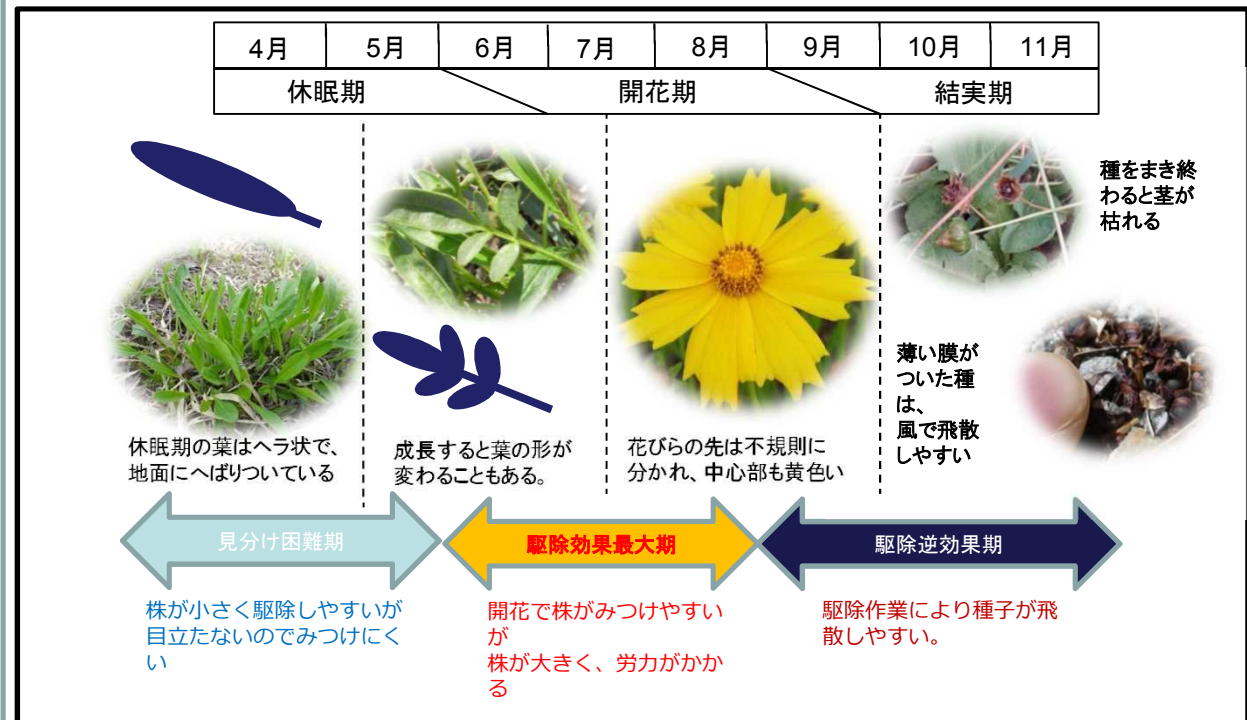
オオキンケイギク

北アメリカ原産。キク科の多年生草本。高さは30～70cm程度で、観賞用や緑化用に導入されたものが野生化。

特徴

- ① 多年草なので越冬して翌年も成長し続ける可能性が高い。
- ② 5～7月に直径5～7cmの橙黄色の花を咲かせる。
- ③ 刈り取りに対する再生力が強く、繁殖力が旺盛で強い健康。
- ④ 主に道路、河川敷、線路際などに育成。
- ⑤ 果実は、側面に薄く翼があるのが特徴で風にとばされやすくなっている。

オオキンケイギクの見分け方



オオキンケイギク確認個体(越冬葉)
確認日: 4月25日

